

# 虐待防止マニュアル・身体拘束等適正化指針

法人名	合同会社 Infiniti	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
事業所名	そえる	代表者	飛野匡宏
所在地	札幌市清田区清田 6 条 3 丁目 7-21	電話番号	050-1139-8336

(令和 8 年 4 月改定)

# 第1部：虐待防止のための指針

## 1. 基本方針

そえる（以下「当事業所」という）では、障害者虐待防止法および児童虐待防止法の理念に基づき、利用児の尊厳の保持および人格の尊重を最優先とする。利用児は権利の主体であり、その人らしく安心して生活できる環境を保障することが事業所の責務である。

当事業所は、利用児の人権擁護と虐待防止のため、未然防止・早期発見・迅速な対応を徹底し、すべての職員が本マニュアルを遵守し福祉の増進に努める。また、施設内における虐待防止のため、職員への定期的な研修を実施し、人権意識の向上を図る。

## 2. 権利擁護の基本的視点

職員は、日々の支援において以下の視点をもって関わるものとする。

- ・利用児の最善の利益を優先する
- ・一人ひとりの意思や気持ちを尊重する
- ・年齢や発達段階に応じた理解と配慮を行う
- ・安心して過ごせる環境を整える
- ・否定的・威圧的な関わりを行わない

また、支援の中で「指示」「制止」「待つ」といった場面においても、理由を伝え、利用児が納得できる関わりを心がけることが重要である。

## 3. 虐待防止委員会および組織体制

虐待発生防止および身体拘束の適正化を一体的に推進するため、当事業所に虐待防止委員会を設置し、組織的に取り組む。本委員会は「身体拘束適正化検討委員会」を兼ねるものとする。

- ・委員会名称：虐待防止委員会
- ・開催頻度：年1回（必要に応じて臨時開催する）

本委員会は、虐待の未然防止、早期発見、発生時の適切な対応および再発防止策の検討を目的として運営する。

### (1) 組織構成と役割

各役割は以下のとおりとする。

□安全管理責任者：虐待防止に関する施策の最終決定を行い、虐待発生時には全体の指揮を執る。また、必要に応じて関係機関への通報および連携を行う。

□虐待防止責任：虐待防止に関する計画の策定および実施状況の確認を行う。あわせて職員研修の企画・実施、発生時の事実確認および再発防止策の検討を行う。

口委員：日常の支援における不適切な関わりの把握および是正を行うとともに、早期発見チェックリストの実施や現場への周知を担う。

## (2) 委員会の主な活動内容

委員会では、以下の事項について継続的に検討・実施する。

- ・虐待防止および権利擁護に関する取組の検討
- ・不適切支援の事例共有および改善策の検討
- ・早期発見のためのチェック体制の見直し
- ・研修内容の検討および実施状況の確認
- ・発生事例に対する検証および再発防止策の策定

## 4. 虐待の定義と具体例

当事業所では、以下の行為を虐待と定義し、いかなる理由があってもこれを容認しない。

1. 身体的虐待：叩く、蹴る、押し倒す、強く引っ張る、無理な飲食の強要、正当な理由のない身体拘束等。
2. 性的虐待：性的行為の強要、不要な身体接触、わいせつな言動や映像の提示等。
3. 心理的虐待：怒鳴る、人格否定、威圧的な言動、意図的な無視、差別的対応等。
4. 放棄・放任（ネグレクト）：必要な支援の未実施、危険な状況の放置、食事・水分・医療の制限等。
5. 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分する、金銭使用を不当に制限する等。

## 5. 早期発見と対応

虐待の早期発見のため、職員は日常的に利用児の心身の状態や言動の変化に注意を払う必要がある。小さな変化であっても見過ごさず、継続的に観察することが重要である。

- ・身体面の変化（あざ、傷、やけど、繰り返し生じる外傷等）
- ・情緒面の変化（不安、恐怖、萎縮、過度な興奮や攻撃性等）
- ・行動の変化（急な無口、特定の人への強い拒否、過度な従順等）
- ・保護者や家庭状況の変化（様子の違和感、説明の不自然さ等）

異常や違和感が認められた場合は、以下の対応を行う。

- ・日時、状況、発言内容、身体状況等を具体的に記録する
- ・自己判断で完結させず、速やかに管理者へ報告する
- ・複数職員で情報共有し、継続的に観察を行う

なお、「疑いの段階」であっても報告を行うことが原則であり、見過ごしを防ぐことを優先する。

## 6. 発生時の対応

虐待が疑われる、または発生した場合は、利用児の安全確保を最優先とし、組織として迅速かつ適切に対応する。

- ・利用児を安全な環境へ移動し、心身の安定を図る
- ・関係する職員から状況を聞き取り、事実関係を整理する

- ・日時、場所、関係者、具体的状況を記録する
- ・速やかに管理者および虐待防止責任者へ報告する

その後の対応として、以下を実施する。

- ・関係職員への聞き取りおよび事実確認（客観性を重視する）
- ・利用児への過度な聞き取りを避け、負担に配慮する
- ・必要に応じて保護者への説明を行う（内容・タイミングは慎重に判断）
- ・再発防止のための環境調整および支援方法の見直し

対応は個人で判断せず、必ず組織として対応することが重要である。

## 7. 通報および関係機関との連携

虐待が疑われる場合は、事業所内での対応にとどまらず、速やかに外部機関と連携することが必要である。特に児童虐待については通告義務があることを踏まえ、適切に対応する。

- ・札幌市社会福祉協議会、市町村担当窓口または児童相談所への相談・通告を行う
- ・通報の要否に迷う場合でも、まず相談を行う
- ・通報は管理者が中心となり実施するが、緊急時は職員個人での通告も妨げない

通報時には、以下の情報を整理しておく。

- ・利用児の基本情報（氏名、年齢等）
- ・虐待が疑われる具体的内容
- ・発見日時および経過
- ・現在の状況（安全確保の有無等）

また、通報後は関係機関の指示に従い、必要な情報提供および連携を継続する。

## 8. 職員研修の基本方針

職員の意識向上と対応力の強化を目的として、以下の研修を実施する。

- ・実施頻度：年2回以上および新規採用時
- ・内容：虐待防止法の理解、虐待の種類、不適切支援の防止、報告手順等
- ・記録：研修内容、参加者等を記録し保存する

<附則>

本マニュアルは、令和8年4月1日より改定・施行する。

## 第2部：身体拘束等の適正化に関する指針

### 1. 基本的な考え方

身体拘束は、利用児の行動の自由を制限し、尊厳ある生活を阻む重大な行為である。当事業所では、身体拘束は原則として行わないものとし、やむを得ない場合であっても極めて限定的に取り扱う。

また、身体拘束は権利擁護の観点からも最小限でなければならず、安易に「安全のため」として正当化することは許されない。職員は、利用児の意思や感情を尊重し、安心して過ごせる環境づくりと支援方法の工夫に努める。

- ・利用者主体の行動および尊厳ある生活の確保
- ・言葉や態度による精神的拘束を行わない
- ・安全確保を理由とした安易な制限を行わない
- ・代替手段の検討を常に行う

### 2. 身体拘束の原則禁止と「三要件」

当事業所では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動制限を行わない。例外的に実施する場合は、以下の三要件をすべて満たす必要がある。

#### 1. 切迫性

利用児本人または他者の生命・身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い状態である。

#### 2. 非代替性

身体拘束以外に有効な手段がなく、他の方法では危険回避ができない状態である。

#### 3. 一時性

身体拘束は必要最小限の範囲および時間に限って行われるものである。

### 3. 身体拘束に該当する行為と想定場面

身体拘束には、身体的な拘束だけでなく、行動の自由を制限する行為も含まれる。以下はやむを得ず発生する可能性のある例である。

- ・自傷行為や他害行為を制止するために身体を押さえる行為
- ・屋外移動時における交通事故防止等のための一時的な制止
- ・パニックや発作時における安全確保のための身体保持
- ・クールダウン目的での別室対応（施錠や閉鎖的環境となる場合）

なお、以下のような行為も身体拘束または不適切な制限に該当する可能性があるため留意する。

長時間の隔離や見守りのない別室対応／言葉による威圧や強制（精神的拘束）／必要以上の行動制限

#### 4. 身体拘束等発生時の対応手順

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順を厳守する。

(1) 実施前の判断

三要件（切迫性・非代替性・一時性）を複数職員で確認し、やむを得ない場合に限り実施する。

(2) 実施中の対応

利用児の心身の状態を継続的に観察し、安全および苦痛の軽減に配慮する。

(3) 保護者への説明と同意

身体拘束の理由、方法、時間、場所、代替手段の検討内容等を説明し、同意を得る。必要に応じて個別支援計画に明記する。

(4) 記録の作成

専用様式に、実施状況、時間、利用者の状態、やむを得なかった理由等を詳細に記録し、5年間保存する。

(5) 解除の判断

三要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。

(6) 事後検証

委員会において対応の妥当性を検証し、再発防止策を検討する

#### 5. 組織体制

身体拘束の適正化は、虐待防止委員会において一体的に管理する。

- ・ 身体拘束の発生状況の把握
- ・ 適正性の検証
- ・ 再発防止策の検討
- ・ 職員への周知および研修の実施

<附則>

本指針は令和8年4月1日より改定・施行する。